

共に生きる社会の実現をめざして

ニュースレター

VOL.89

令和8(2026)年
7月1日発行



生活介護「でいず」での夏まつり(撮影は2025年)

特集

行動障害の状態にある人の 地域生活

- 地域共生の実現と強度行動障害支援
- のぞみの園と行動援護研修 ほか



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

街の中で暮らすために 行動障害の状態にある人の地域生活

国立のぞみの園理事長 田中正博

障害のある人の暮らしを施設から地域へと移していく流れは、いまや障害福祉の大きな方向性となっています。そのなかで行動障害の状態にある人の地域生活をどう支えるかは、もっとも本質的、かつ工夫が必要な取組みの一つです。これは単に住まいをどこに置くかではなく、その人が地域社会のなかで安心して暮らし、役割を持ち、自分らしい生活を重ねていけるのかという生活の質そのものを問いながら支援することが核心だからです。

これまで、強度行動障害に関する支援は、主に施設内や家庭内の限られた空間で行われることを前提に蓄積されてきました。しかし地域社会は、人、音、光、移

動、仕事、買い物、余暇、近隣との関係など、多くの要素が重なり合って成り立っています。だからこそ、「施設や家庭のなかで有効であった支援（構造化）が、そのまま地域に持ち込めるのか」という問いに答えていく必要があります。地域で暮らすとは、環境との折り合いをつけながらさまざまな関わりのなかで生きることであり、その人の特性と地域の条件の双方を丁寧に見立てて支援を組み立てる必要があります。

社会との関わりを前提に考える

近年の研究や実践は、この点に重要な示唆を与えています。その始まりは、社会参加を前提にした行動援

もくじ

- 2 街の中で暮らすために 国立のぞみの園理事長 田中正博
- 特集 行動障害の状態にある人の地域生活
- 4 強度行動障害のある人が地域で暮らすために 植草学園大学副学長 野澤和弘
- 6 米ノースカロライナ州、GHAの実践をカタチに 社会福祉法人北摂杉の子会理事長 松上利男
- 8 疑似体験キャラバン隊活動で進める障害理解啓発 東京都手をつなぐ親の会会長 立原麻里子
- 10 その背景に何があるのか、考える視点を持つこと
..... 国立のぞみの園研究課 松本佳雅 地域活動支援課 星野亜希子
- 12 のぞみの園と行動援護研修とピカチュウと私
..... 社会福祉法人みんなでいきる常務理事、国立のぞみの園客員研究員 片桐公彦
- 14 知っておきたい 施策のいま 「こども性暴力防止法」の施行について
..... こども家庭庁支援局参事官(こども性暴力防止担当)付参事官補佐 田中健登
- 16 わたしたちの取組み 「医療的ケア」が必要な方の生活を支える 国立のぞみの園事業調整課 保科華
- 18 わたしたちの取組み 身体拘束を廃止していくために 国立のぞみの園研究課 佐々木茜
- 20 その思い、受け止めていますか？ PECS®と意思表出の支援
第5回 PECS®と9つの重要なコミュニケーション・スキル(その2) ペンショナー児童精神科医 門真一郎
- 22 実践レポート 秩父学園における研修報告 国立のぞみの園特別支援課かわせみ寮第1 金崎満久

※本文中の所属等は特に断りのない限り執筆当時のものです。

護です。

かつて行動援護従事者養成研修では、施設や家庭を離れ地域住民と交わる場面を想定した演習が組まれていました。地域に出ていく支援では、支援者と本人だけでなく、地域住民を含めた三者の相互作用が状態の安定化にも不安定化にも影響しうるからです。つまり、行動障害の状態にある人の地域生活を支えることは個人への支援技術にとどまらず、地域の受け止め方や関わり方を含めた、社会全体の構造化を課題としています。その際には、すでにある構造化を活用する視点と、それをさらに社会全体へ広げていく視点の両方が求められます。

そのために必要なのは、第一に本人中心の視点を揺るがせにしないことです。行動だけを切り取って問題視するのではなく、その行動が何を伝えようとしているのか、どのような不安や苦痛あるいは伝わらなさの結果として表れているのかを理解することが、出発点となります。本人の暮らしの歴史、感覚の特性、コミュニケーションのあり方、安心できる条件、力を発揮できる場面を総合的に捉え、生活の質の向上という視点から支援を再構成していくことが重要です。

第二に求められるのは、環境調整を中核に据えた支援です。住まいの構造、日中活動の場、移動の導線、刺激の量、近隣との距離感、緊急時の対応など、地域生活には多くの環境要因が関わります。本人に合わせた住環境や生活リズムを整え、見通しを持てる活動を保障し、安心できる人との関係を切れ目なくつなぐことが、地域で暮らしつづけるための土台となります。地域生活を可能にするのは、本人の努力ではなく、暮らしの条件を社会の側がどこまで整えられるかにかかっています。

第三に重要なのは、支援を担う人材とネットワークの形成です。国の検討会では、標準的な支援を現場で実践し、組織の中で指導助言ができる中核的人材、さらに困難事例に対して地域を支える広域的支援人材の育成の必要性が示されました。のぞみの園を中心とする研修の蓄積も、講義だけでなく、現場実装やチー

ム支援、継続的な助言(コンサルテーション)の重要性を強調しています。地域で暮らす人を支えつづけるためには、単発の研修修了者を増やすだけでなく、相談支援、居住支援、日中活動、医療、教育、行政が連動する支援体制を、基礎的自治体を中心となって築かなければなりません。

理解の醸成が欠かせない

さらに、地域生活の成否を左右するのは、福祉サービスの量と質だけではありません。地域の人々が障害をどう理解し、どのように出会い、関係を築いていくかという、社会的な土壌が問われています。

各地で親の会などが担ってきたキャラバン隊の活動は、知的障害や発達障害のある人の感じ方や困りごとを体験的に伝えることで、理解を広げるものです。こうした取り組みは、誤解や偏見を減らし、地域に見守りや支えあいの関係を生み出すうえで大きな意味を持ちます。行動障害の状態にある人が地域で暮らすためには、支援機関の努力だけでなく、地域社会そのものが学び、変わっていくことが必要です。

本特集では、こうした課題に対して、研究、海外実践、地域啓発、人材養成、行動援護という複数の角度から光を当てました。そこから見えてくるのは、行動障害の状態にある人の地域生活は、理想論ではなく、条件を整え、支援を重ね、社会の理解を広げることで現実に切り拓いていく必要があるものだということです。問われているのは、「地域で暮らせる人」を選ぶことではありません。

地域で暮らす権利は誰にもあたりまえにあることを前提に、その実現のために社会が何を担うのかを積み上げていく必要があります。街の中で暮らすとは、ただ地域に存在することではなく、理解と関係性の中で役割を持ち、自分の人生の主人公として生きることです。著しい行動障害による困難さがあり、密度の濃い支援が必要な人であっても、地域であたりまえの暮らしを保障できる社会の実現に向けて、本特集が対話と実践を深める一助となることを願っています。

強度行動障害のある人が地域で暮らすために

植草学園大学副学長 野澤 和弘

行動障害の状態にある人が地域社会で暮らすことを考えると、適切な支援や環境以外にも、周囲の理解が欠かせません。一方で、「理解されるのは難しい」という支援者側の思い込みも、大きな“足かせ”になっていないでしょうか。行動障害の人が地域で共生していくためには何が必要か、植草学園大学の野澤和弘さんにうかがいました。

強度行動障害の人の地域生活というと、グループホームや通所施設での構造化やコミュニケーション特性に合った支援がよく紹介されます。もちろん、大事なことで、「地域共生」というからには、地域の人々と関わり、店舗や交通機関を利用しながら、生きがいや楽しみを感じられる生活を目指したいと思います。

他害や自傷、もの壊しなどの行動障害をする人にはとても無理だと思われるのではないのでしょうか。いや、できるはずだ。どうすれば可能なのか……という思いで行ったのが厚生労働科学研究「強度行動障害のある人の豊かな地域生活を実現する『地域共生モデル』の理論の構築と重層的な支援手法の開発のための研究」(研究代表者：野澤和弘、2023～25年度)です。

ポジティブな支援が変える

先駆的事例のヒアリングでは、他害行為のある体重130キロを超える自閉症の男性が駄菓子屋の店番をするようになってから暴力が減ったという例があります。入所施設ではいきなり職員や他の利用者の胸をこぶしで強く殴る行為が収まらず、契約解除された男性です。彼を引き受けたのは、都市部にある小規模な法人でした。住宅街にある駄菓子屋(生活介護事業)で小学生などを相手にしながら、ほとんど行動障害を起こさなくなりました。職員とともに独居老人宅へ赴き、庭の草むしりやゴミ出しなどの手伝いをした際には、お年寄りが「でかいねー」と笑いながら男性のお腹をぼんぼんと叩いてきたのを、うれしそうに受け止めていたそうです。

この事業所は、強度行動障害の支援のために特別な体制を組んでいるわけではありません。役割・仕事(店番や御用聞き)を提供し、できれば職員みんなまでほめるという肯定感に満ちた雰囲気の中で支援が行われていました。

職員の肯定的な接し方を見て、障害のことを知らないお年寄りも親しみを込めて接してきたのでしょうか。この成功体験が事業所全体で共有されます。ポジティブな価値観の相乗効果が、利用者を中心に担当職員と事業所全体と地域住民の間で生まれているのです。

入所施設では、なぜ暴力が止まず契約解除されなければならなかったのでしょうか。

厚生労働省「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」の全国調査(2024年)では、約95%の入所施設が日中活動を施設外で提供していないことがわかりました。昼夜同じ施設内で、集団で暮らし続ける閉塞感が行動障害の遠因になっていたとしても不思議ではありません。利用者だけでなく職員にも影響を与えていることでしょう。少なくとも、地域住民も巻き込んだポジティブな価値観の相乗効果は生まれようがありません。

街に出る経験が職員の価値観を変える

ふいに殴られる、噛みつかれる、爪を立てられて血がにじむ、自分の頭を力任せに殴る場面を見せられる……。暴力に対する感受性は人によって異なりますが、恐怖や嫌悪感は職員にもトラウマをもたらす、利用者に対する虐待、職員の離職につながるリスクが高いことを考えれば、強度行動障害に対してポジティブな価値観を持ち続けることがいかに難しいかがわかるでしょう。

そうした行動が向けられるのは、職員ばかりではありません。街を歩いていた中年男性の顔に土をぶつけた自閉症の青年がいます。別の自閉症の男性は公園で接触した幼児が転んでけがをしたのにびっくりして走り去り、駆け付けたパトカーに囲まれて緊急逮捕されました。

地域共生の支援では、こうしたリスクが絶えず付きま

といいます。批判の矢面に立つのは支援者です。被害が深刻な場合は、刑事や民事上の責任を問われるリスクもあります。誰だって怒鳴られ、責任を追及されるのは嫌だし、とっさの時にどう対処すべきかわからない。だから、行動障害があると予防的に施設内で処遇し、街へ出ようとしません。その結果、行動障害が生じやすくなる……という悪循環を生んでいるのです。

全国の施設・事業所に行ったアンケート調査では、強度行動障害の人が街に出ることに対して入所施設の職員は否定的な意見が多いのに対し、行動援護に従事している職員ほど肯定的な考えを持っていることがわかりました(表)。実際の経験が、職員の価値観に大きな影響を与えているのです。

強度行動障害の人の地域共生を実現するためには支援者が街に出る経験を積みながら自らの価値観を変え、失敗をチーム全体で受容できる職場にすることが必要です。そして、地域での大きなトラブルを起こさない備えをしつつ、トラブルに対処できるスキルとネットワークを構築しなければなりません。

地域社会にも理解を広げる

幼いころからの理不尽に、トラウマを抱えている障害者は珍しくありません。本人が語らないので周囲に知られていないだけであって、行動障害の背景にあるトラウマを理解することは、障害者をひとりの人間として見る視座をもたらしてくれます。また、支援職員の側にも自ら

気づいていない価値観の偏りがあり、それが障害者の行動障害を引き起こす要因になっていることがあります。

従来の考え方は、障害特性と環境や支援とのミスマッチが行動障害を起こすというものですが、障害者のトラウマを理解し、職員が自らの価値観を客観的に捉えられるようになることも必要です。

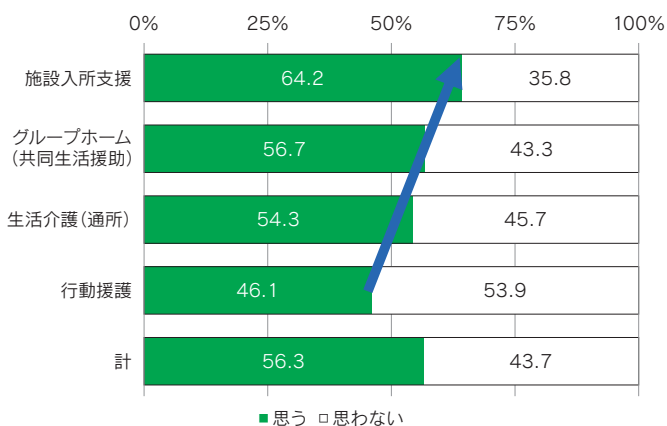
そして、地域社会の側にも障害者のことを理解してもらう必要があります。公園で幼児にけがをさせ緊急逮捕された自閉症の男性のケースでは、勾留された警察署の当直指令が生活安全課長でした。偶然ですが、同課長は市の高齢者・障害者権利擁護委員会の委員であり、障害について予備知識があったため、刑事課や留置管理課の職員たちに自閉症の特性について説明し、被害者の家族にも冷静に状況を説明してくれました。支援していたスタッフの所属法人の幹部らが警察署で待機しているところへ、刑事や留置管理課職員が何度もやってきて食事や服薬に関すること、感覚過敏などの特性について質問し、過度に負荷のかからない状況を整えてくれました。

逮捕された男性は2日間警察署に勾留された後に釈放され、不起訴処分となりました。支援機関では職員らを対象に再発防止の研修に努め、障害の特性を深く理解し、その時々での本人の体調や状況を慎重に見ながら地域での活動を支援するようになりました。

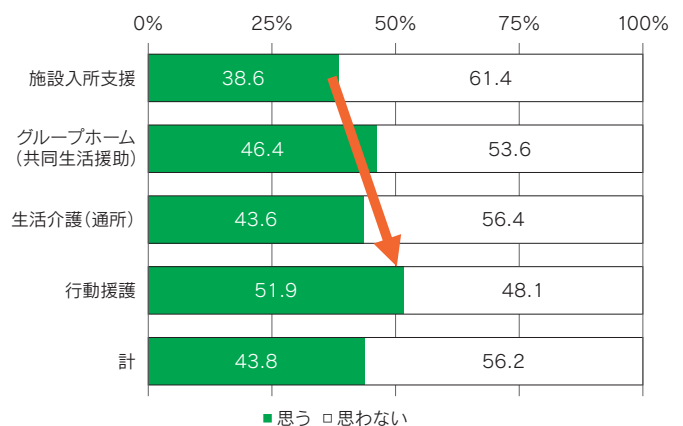
男性は公園や道路の清掃活動やポスティングなどの活動をしながら、平穏な地域生活を続けています。

表 強度行動障害の人が街に出ることをどう思うか

①行動障害があると難しい



②あれこれ考えるより積極的に街に出ればいい



〈出展〉「強度行動障害のある人の豊かな地域生活を実現する『地域共生モデル』の理論の構築と重層的な支援手法の開発のための研究」全国調査(2024年度)より

地域に生きる 米ノースカロライナ州、GHAの実践をカタチに

社会福祉法人北摂杉の子会理事長 松上 利男

社会福祉法人北摂杉の子会は、法人理念「地域に生きる」を掲げて、1998年2月に法人として創設されました。法人の社会的使命の一つとして、特にASD(自閉スペクトラム症)のある人への、乳幼児・学齢期から青年・成人期にわたる切れ目のない支援サービスの創造と提供を目指してきました。

1999年4月に生活施設「萩の杜」(障害者支援施設)を開設しましたが、利用者の約8割が重い知的障害を伴うASDの人で、多くの「行動的課題(強度行動障害)」のある人でした。2006年5月に大阪府より地域移行支援センター事業(2007年度までの時限事業)を受託して、入所施設を利用する利用者のグループホームへの地域移行の支援を行いました。その事業をきっかけとして、「地域に生きる」の法人理念に基づき、私ども法人の入所施設などを利用されている大変重い知的障害と多くの「行動的課題」を伴うASD利用者の地域移行(グループホームへの移行)の取組みを始めました。

その取組みの基本となる視点や具体的実践を学ぶために、入所施設で対応困難な多くの「行動的課題」を伴うASDのある人のグループホームでの支援実践をしているアメリカ・ノースカロライナ州アルバマーレのGHA(Groupe Home for the Autistic Inc.)の視察を行いました。

GHAの実践に学ぶ

1978年、GHAは5名の子どものためのグループホーム開設から始まりました。理念は、「自閉症の方のQOLの向上」「自閉症の方のハッピーを支援」「自閉症の方への理解、尊厳、リスペクト」です。ビジョンは、「あらゆる年齢の自閉スペクトラム症の人々が、理解され、価値を認められ、個人として成長する機会ならびに地域社会に貢献する機会を与えられる環境を創出すること」です。そして、ノースカロライナ大学TEACCH部と連携しています。支援

を受けている子供の成長に伴い、必要とされる事業の創設を行っています。まさにニーズベースの支援であると言えます。

2017年に、二度目の訪問をしました。その時点で提供しているサービスは、グループホーム、デイサービスセンター、職業訓練・就労支援、居住と職業の機能を併せ持つ農場、公立学校の自閉症教育などの事業でした。

「Carolima Farms」と呼ばれる農場(東京ドーム約3.5個分の広さ)内には、3カ所のグループホームが併設されており、生活を行いながら日中活動としての農業を行い、馬や山羊・鶏の飼育、温室を含めた農場内での野菜やハーブの栽培などの活動が提供されています。それぞれの作業では、利用者の障害特性に合わせた配慮と工夫(視覚的な手掛かなど)が行われ、ハーブ栽培では、種まき、水やり、鉢植え、刈り取り、ハーブ販売のためのパッキングなど、様々な仕事が提供されています。

Farms内には、3カ所のグループホーム(各6名)が併設されており、多くの「行動的課題」がある人が居住されています。そのほか街の中にも多くの「行動的課題」のある人が生活されているホームが複数あります。居住環境については、一人ひとりの障害特性に配慮した環境が提供され、照明の調整やストレスとなる要因を減らし、落ち着いて暮らせる工夫が個々の利用者の特性に合わせてなされています。

農場でのプログラム提供の利点については、「農作業は、活動時間についての制約がなく、例えば1日12時間の睡眠が必要な利用者には昼の12時から活動を設定するなど、利用者に合わせて活動を柔軟に組み合わせることができ、多くの「行動的課題」のある人には適している」とのことでした。暮らしの中で日中の利用者の特性、ニーズに応じた働き方や活動が提供できることは大変重要です。

GHAの支援の基本は、「アセスメントベースの支援」「意思決定」「家族への理解啓発」です。「意思決定支援」に

については、障害の重い人であっても、自身の一日の日課を自身で「選択」し、「計画」してスケジュールに落とし込むことの支援を行っています。一日の自身のスケジュールの選択だけではなく、休憩時間の過ごし方も豊富で、それも自身で選択する支援がなされています。私たちの支援を振り返った時に、行動の改善を目的にした支援を行っているように思うことがあります。しかし支援の目的は、一人ひとりの利用者が地域の中で自立的に自身の意思に基づいて暮らすことであり、その目的実現のために行動改善の支援を行うことであると思います。GHAの支援を通して、そのことの確認ができました。

北摂杉の子会の実践

私ども法人では、2009年のGHA視察で学びを実践へとつなげ、2012年と2019年に、多くの「行動的課題」のある人が暮らすグループホームの開設を行いました。そこで、開設に当たりGHAが支援で特に重要視している「アセスメントの徹底」「人材育成」「日中活動を含めた個別支援」「権利擁護・意思決定支援」「地域との繋がりを基本とした」支援を踏まえて開設準備に取り組みました。

GHAスタッフの言葉で特に強く印象に残っている言葉は、「ほとんどの行動的課題は環境(人も含めた)で解決

できる」でした。利用者の「課題となる行動」の多くは、「人を含めた環境」の問題であることから、利用者一人ひとりの特性の理解とその特性に応じた支援と環境の提供を基本とした開設準備を進めました。

そこで、利用者一人ひとりの居室・住環境については、アセスメントに基づいた一人ひとりの特性とニーズや好みを基本に個室などの設計を行いました。人材育成については、グループホーム開設5カ月前からの職員の採用と研修を行いました。研修は、座学と共にグループホーム利用予定者の日中活動場面でのOJTを基本とした研修を採用と同時に行いました。日中活動支援は、法人が運営する生活事業所でサービス提供を行い、利用者個々のアセスメントを共有した支援の提供と支援者間の連携を重視した支援を行っています。

2009年のGHA視察から3年を経て多くの「行動的課題」のある人のグループホーム「レジデンスなさはら」の開設、2019年「レジデンスなさはらもとまち」の開設につなげることができました。利用者の落ち着いた暮らしの様子を通して、GHAで学んだ「アセスメントをベースとした一人ひとりに応じた適切な支援と環境の提供」という支援の基本を学びつづけています。



GHAのグループホーム



「選択」に使用されていたボードとカード

行動障害のある人が地域で暮らすために 疑似体験キャラバン隊活動で進める障害理解啓発

東京都手をつなぐ親の会会長 立原 麻里子

重度の知的障害や自閉スペクトラム症のある人は、環境の変化や見通しの立てにくさ、感覚の過敏さ、コミュニケーションの難しさ等から、強い不安や混乱が行動として表れることがあります。住み慣れた自宅やグループホームから日中活動の場に通う生活は、本人の暮らしの選択肢を広げ、地域の中で役割を持つ機会にもつながる一方で、こうした行動上の問題を抱えながら地域生活を送ることは、本人や支援者の努力だけでは難しい場面もあります。本人の安全と安心を支えるために、周囲の「理解」と「さりげない配慮」が欠かせません。

このため全国各地の育成会・親の会では、目に見えない障害である知的障害・発達障害の特性と困りごとをリアルに感じられるように工夫した疑似体験プログラムを作成し、体験を通じて障害について理解していただくことをめざして“キャラバン隊活動”を進めています。

体験し、感じ、理解してもらう

キャラバン隊活動では、「うまくできなくてイライラする」「言葉の指示だけではわからない」「一度に多くのことを言われると混乱する」といった、障害のあるなしに関わらず誰もが困るような体験プログラム、そうした場面を再現するロールプレイなどに取組みます。知的障害・自閉スペクトラム症のある人が地域で暮らすときに起こりやすい「わかりにくさ」「不安の高まりやすさ」を参加者が安全に疑似体験し、適切な関わり方(声かけ・見守り・相談等)に結びつけることを目的として、それぞれの地域で工夫して作成したプログラムが実践されています。

おもな内容としては、

- パニックや困った行動には必ず本人なりの理由があり、一番つらくて困っているのは本人であることを、パニックに至るまでの感覚過敏を再現した動画で実感してもらう。
- 「本人の見え方」は、ペットボトルを利用してシングルフォーカスに近い見え方を再現する、一部分しか見え

ない写真を見ても全体がわかりづらいことで、ひとつのことに集中すると周囲が見えなくなること等で体験してもらう。

- 言葉を聞いて絵に描くことで、絵にすることが難しい抽象的な言葉(ちょっと、ちゃんと、だいたい、適当に、など)は理解することが難しいことを伝えると同時に、どのような指示があればその人にとってわかりやすいか、ということ伝える。
 - 聴覚過敏がある人や、聞こえ方に特徴がある人には、短い言葉で一つずつ具体的に伝えたり、複数人で同時に話しかけたりしないことが大切ということ、具体的に体感できるよう工夫して伝える。
- などがあります。

幼児や小学校低学年向けには障害特性をわかりやすく説明した紙芝居を用意したり、独自のイラストでマンガ風のスライドを作ったり、演技が達者なメンバーがいれば特性からくる日常の「あるある」な場面を寸劇で再現したりと、それぞれのキャラバン隊の持ち味を活かして活動しています。また、体験とともに家族の経験や気持ちをお話しし、困っていることや大変だったことだけでなく、楽しいこともうれしいこともあり、障害があってもなくても家族の気持ちに変わりはないことを感じていただく機会も設けています。

こうした疑似体験を通じてお伝えしたいこと、周囲の方に理解してほしいポイントとして、次のことが挙げられます。

- その行動は「わざと」ではなく、困りごとのサイン：大声、急な飛び出し、物を叩く等があっても、悪意ではなく、不安・痛み・混乱・助けを求める表現であること
- 予告なしの変化が苦手：工事音、救急車のサイレン、予定変更、混雑などで急に不安が高まること
- 感覚の特性がある：音・光・におい・触感が強い苦痛になることがあり、反対に、痛みや暑さ寒さに気づきにくい人もいること

- **コミュニケーションは「伝え方」を工夫すると通じる**：短い言葉、具体的な指示、視覚的な手がかり(指差し、掲示)で理解しやすくなること
- **地域で暮らすのは特別なことではない**：本人にも地域の一員として生活する権利があり、近所付き合いの中で安心して暮らせる環境が望まれること
また、障害理解のために疑似体験を用いることによって、次のような効果が期待されます。
- **「本人の見え方」に近づく**：感覚過敏、情報量の多さ、あいまいな指示、突然の変更などを疑似的に体験することで、本人が日常で受けやすい負荷を具体的に想像しやすくなる。
- **行動の背景を理解し、評価や決めつけを減らす**：「迷惑」「危ない」といった印象だけでなく、本人の目線に立って「不安が高い」「見通しが持てない」などの背景に目を向けることが、叱責・排除ではなく環境調整や支援者への連携につながる。
- **具体的な配慮に結びつく**：声かけの仕方、距離の取り方、刺激を増やさない対応、事前周知の重要性など、明日からできる行動として理解しやすくなる。
- **当事者・家族・支援者への敬意を育てる**：努力や工夫が必要な生活であることが伝わり、偏見の低減と見守りの視点につながる。

「一人ひとり違う」はみんな同じ

行動障害は、本人の特性と環境とのミスマッチが行動として表れた状態です。どうしてそうした行動を取るのか、周囲からは理由が見えにくいことがあります。疑似体

験プログラムにより、言葉だけでは伝わりにくい「わかりにくさ」「しんどさ」「混乱の起こりやすさ」を体感的に理解する機会をつくり、周囲の不安や誤解を減らし、温かく見守る姿勢につなげることができます。

疑似体験を通して、プログラムはあくまでも「疑似」体験であり、すべての知的・発達障害のある人にあてはまるものではないこと、参加者のみなさんと同じように一人ひとり違うこと、誰にでも当てはまる特効薬のようなものはないが、目の前にいる人にどう対応したらいいのか、本人の気持ち、そばにいる家族や支援者の気持ちを想像し、そのうえで何ができるのか考えてほしい、でも直接何もせずに「あたたかな無視」をするだけでもいい、ということが伝われば成功だと思っています。

*

現在、全国手をつなぐ育成会連合会で把握しているキャラバン隊は、全国に120近くあります。小・中学校の障害理解の授業や、行政の差別解消法に関する研修、障害者を雇用している企業での研修や、社会福祉法人等の職員研修、警察・教員向け研修、公共交通機関での研修、障害児者に関わるイベントの事前学習など、それぞれの地域で幅広く活動しています。授業や研修の場だけでなく、お祭りやイベントなどのテントやブースで一般の方々に体験していただくことも増えてきています。

もし、体験してみたい、研修や授業に取り入れたいなどのご希望がありましたら、お近くのキャラバン隊をご紹介できますので、全国手をつなぐ育成会連合会事務局にぜひご相談ください。お待ちしております！



東京都育成会の新任職員研修で



内閣府「ともともフェスタ 2025」では、石破茂首相と三原じゅん子担当相(いずれも当時)も体験

その背景に何があるのか、考える視点を持つこと 国立のぞみの園・自閉症支援のためのワークショップから

国立のぞみの園研究課 松本 佳雅

地域活動支援課 星野 亜希子

のぞみの園では令和4年度より、自閉症支援のためのワークショップ(5日間)を開催し、昨年度で4回目となりました。このワークショップは、自閉スペクトラム症の特性を正しく理解し、その特性に合った適切な支援を実践できる人材の育成を目的としています。5日間の講義と演習を通して自閉症支援の基礎を体系的に学ぶもので、自閉症支援について学びたいという前向きな気持ちがあれば大きな学びにつながる研修です。

ワークショップの流れ

ワークショップでは、実際に自閉スペクトラム症の方々に協力児者として協力していただき、実践的に学びを深めます。アセスメントを取り、必要な支援を考えて組み立てるプロセスを、実践形式で学んでいきます。どのようにチームで支援を構築して進めていくのか、トレーナーのサポートを受けながらポイントを学ぶ仕組みです。受講生の経験や知識はさまざまですが、5名が1つのチームとして、同じ講義を受けて同じ事例に取り組むことで、チーム支援を体験するとともに、さまざまな人の意見に触れながら学びあいます。

まずは講義で必要な知識を学んだ後、演習にのぞみます。演習では、1グループ5名の受講生にトレーナー1名、サブトレーナー1名、トレーナーやサブトレーナーをサポートするアシスタントが2～3名つきます。

演習ごとにアセスメント結果をワークシートに記入しながら評価を行い、それをチームとして1枚のワークシートにまとめることで、協力児者に対する共通理解を深め、チームでの支援検討に活かしていきます。同じシートを使ってアセスメントを行い、それを1枚にまとめていくことは、チーム全員で支援を検討するうえで非常に役立ちます。アセスメントの結果から支援を組み立て、その支援がどのような結果につながったのかをチームで考

え、次にどうするか……。PDCAサイクルを常に回しつつながら、チームで進めていきます。

ワークショップは、次のような流れで行われます。

- 1日目：講義(自閉症スペクトラムの特性、自閉症スペクトラムの支援～構造化～、ペアレンツトーク、アセスメント)クラスルームの構造化の説明
- 2日目：アセスメント(自立活動)、セッション1回目、再構造化、2回目、グループワーク(本日のまとめ、シート作成)、講義(自立支援と生活場面の構造化)
- 3日目：アセスメント(家事スキル)、セッション1回目、再構造化、2回目、グループワーク(本日のまとめ、シート作成)、講義(コミュニケーション)
- 4日目：アセスメント(表出コミュニケーション)、セッション1回目、再構造化、2回目、グループワーク(本日のまとめ、シート作成)、講義(余暇と社会参加)
- 5日目：アセスメント(余暇活動)、セッション1回目、再構造化、2回目、グループワーク(本日のまとめ、シート作成)、講義(明日からの支援のために)

ワークショップの期間は、協力児者が示す行動をトレーナーが的確に観察、評価し、再構造化が行われます。この、観察・評価・仮説・再構造化の流れはとてもスピーディーで、必要なことはどんどん修正されていきます。そのため初日のセット(研修前日に設定した環境＝構造化)も最終日には大きく変化します。

また、支援のプロセスでは、本人の興味関心が徹底的に活用されていきます。例えば電車に興味がある方であれば、スケジュールや課題、余暇など様々な場面で電車が使われます。それによりモチベーションが上がることはもちろんですが、必要な物、場所への注目を向けることができ、理解を助けます。

こうした関わりは、受講者の学びだけでなく協力児者の利用者自身にも影響を与えます。自立的に活動に取組

んだり、コミュニケーションの幅が広がったり、日常生活における新たなスキルを獲得したり、たった5日間の間で大きな変化を目の当たりにすることもあります。

例えば、困ったことを伝えることができなかったAさんに、文字カードを使って援助要求を出し、助けてもらう経験を重ねられるように働きかけた結果、自分からヘルプを出せるようになりました。家では家事や手伝いをしなかったBさんは、手順書を使って好きなおやつを作ることに取り組み、ワークショップ終了後もその手順書を使いながら一人でおやつを作れるようになりました。余暇を一人で過ごすことができなかったCさんは、興味のあることを形にする活動を行ったことで、一人で集中して遊びを楽しめるようになりました。

ライフステージの変化に対して必要な視点

ワークショップでの学びは、行動障害の状態にある人の地域移行や地域生活の支援を進めるうえで、大切な土台になります。その中心は、自閉スペクトラム症の特性理解と本人にとってわかりやすく安心できる環境を整える視点です。

地域移行・地域生活支援では、住まいや支援者、日中活動などの環境が変わることで負担が大きくなり、行動面に影響が出ることもあります。そうした時に、目の前に表れている行動だけを見るのではなく、その背景にある感じ方の違いや見通しの持ちにくさ、思いの伝えにくさなどを丁寧に理解することが求められます。そのために欠かせないのが、本人の状態や生活のしづらさを把握するアセスメントと、一人ひとりに応じた個別的な支援です。

ワークショップでは、そうした状況に応じて支援を見直し、チームで共有しながら実践を振り返ることの大切さも学びます。この学びは、支援者同士の共通理解を深めるだけでなく、家族、事業所、医療、行政などの関係者が連携して本人を支えるための基盤にもなります。結果として、本人が地域の中で安心して、その人らしい暮らしを続けていくための支援の質を高めることにつながります。

チーム支援の構築を後押し

利用者の方に協力児者として協力いただきながら、チー

ムで実践的に学んでいくこと。トレーナー等の助言を受けながら、研修を進めていくこと。課題となっている行動に対して、背景にある不安や混乱、理解の困難さに着目する視点を学んでいくこと。このワークショップは、期間や形態は異なりますが、演習や事例検討を通じた実践力の向上を重視している点において、中核的人材養成研修と共通する部分も多くあります。このため、中核的人材養成研修を受講する前にワークショップで自閉症支援の基本的な流れや考え方について学んでおくことも、非常に有用だと考えられます。事前に受講しておくことで、中核的人材養成研修で学ぶ内容やPDCAサイクルの回し方などについて、より理解が深まるはずで、行動障害支援に力を入れようとする各事業所におかれても、中核的人材養成研修の効果を最大限に引き上げ、チーム支援の構築を進めるうえでもこうしたワークショップの活用を積極的に検討してほしいと思います*。

また、受講者個人にとっても、ワークショップは大きな意味を持つはずで、ワークショップで学ぶことの一つに、自閉スペクトラム症の物事の理解の仕方、感じ方の理解があります。それは、「できないこと」だけではなく、「得意なこと」「できていること」にも注目することです。そのためのアセスメントは、その人の世界と周囲の世界をつなげていく第一歩であり、糸口となるものです。こうした考え方は、行動障害支援に限らず、支援を必要とする人との関わりで基本となるものではないでしょうか。

*

施策の方向性として、障害の軽重に関わらず本人の意思に基づく地域生活が進むこと、それにもなって入所施設の役割が限定されていくことが、変わることはないはずで、そのような中で、全国各地で行動障害支援の知見とスキルを身につけた人材が活躍することが求められていきます。そうした支援力拡充の一助を担えるよう、当法人としても取り組んでいきたいと思ひます。

* 研修についてのお問い合わせ

メール nozomi-seminar-01@nozomi.go.jp

のぞみの園と行動援護研修とピカチュウと私

社会福祉法人みんなでいきる常務理事、国立のぞみの園客員研究員 片桐 公彦

行動障害の状態にある人が地域生活を送るうえで欠かせないサービス、行動援護。のぞみの園では、その従事者養成に携わってきました。その研修企画を担当した片桐公彦さんに、当時を振り返っていただきました。

のぞみの園は平成18年度から行動援護の普及とサービス水準の確保、そのためのサービス従事者養成に取り組んでこられました。私は、のぞみの園の行動援護従事者指導者養成研修の第一期生です。当時、新潟県で法人を設立し、まさに障害者自立支援法施行に合わせて10月から行動援護事業所をオープンさせようとしていました。

国研修を終えた後、次は県の研修という段取りになるのですが、当時の県は「10月までに開催するのは無理」という判断でした。それは困った。10月までに研修を実施していただかないと、自分の事業所のヘルパーが確保できない。何が何でも10月までに研修を開催してもらおうべく、一緒に国研修を受けた仲間と県庁に乗り込んでかなりの剣幕で詰め寄ったことを覚えています。

我々の(私の?)熱意が伝わったのかどうかわかりませんが、無事に県の行動援護研修が開催されることになりました。行動援護従事者指導者研修修了者の私は、講師を務めさせていただきました。指導者用にのぞみの園が制作した映像を、繰り返し観ていたことを思い出します。声のトーン、言葉のスピード、顔の向き、指先の動きから笑いを取るタイミングまで、すべてを完璧に覚えました。

実践に特化した「ピカ夫君演習」

行動援護は、知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスとして、自立支援法の施行時に登場しました。字数の関係もあり詳細な説明は控えますが、平成15年のヘルパー上限問題や、その後の支援費制度そのものの大幅なリニューアルに伴い、新制度への移行に際してのガイドヘルプサービスの地域生活支援事業メニューへの組み込みといったいくつかの荒波を乗り越える中で、行動援護は産声を上げました。

当時、強度行動障害の方のガイドヘルプサービスは家族レスパイトの色合いが強く、結果としてご本人の生活ぶりが充実するという性格のサービスでした。あいまいの割にお金のかかるサービスだったので、当時の厚労省がメスを入れたくなった気持ちも、今となってはわからなくはありません。強度行動障害のある方のマンツーマンでの外出支援は地域での暮らしを支える上で極めて効果的ではありましたが、明確に言語化できていなかった課題が露呈したことも事実でした。こうした経緯を踏まえて行動援護研修では、行すべき支援を明確に定義しています(右ページ上)。

このような整理により、行動障害の状態像を呈する方々に対して行う支援の内容がクリアになったことはとても大きなことでした。特に「制御的対応」における「何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること」については、行動援護研修では重点的に深める講義や演習が設けられました。これは大変にユニークで、極めて実践的であり、画期的なことでした。業界内では「ピカ夫君演習」と呼ばれた伝説の演習です。

「ピカチュウが大好きな行動障害のあるピカ夫君と一緒に、ショッピングセンターに行く」という、行動援護ヘルパーであれば誰しもあり得るシチュエーションが設定されています(右ページ下)。文房具をかうつもりがうっかりピカチュウ人形を目撃してしまい、ピカチュウ人形に執着したピカ夫君にヘルパーは「今日は買いません」と説得するものの交渉は決裂し、激しいパニックに至る…。この場面をいかに収めていくか(制御的対応)、あるいはそのような行為に至らないようにするアイデアを考える(予防的対応)、といった行動援護従事者に求められる支援のエッセンスが凝縮した演習でした。あらゆる研修の中でここまでリアルに迫る実用的な演習を、私は知りません。いま思い出してもこの演習を超えるものはなく、多

くの行動援護研修を受講した人々にとって心に響き、愛着が持てる演習だったのではないかと思います。もちろん、私もその一人で、今も日常の中でピカチュウを目撃すると発作的にこの演習のことを思い出します。

ヘルパーの対応を社会は見ている

行動援護が他の支援類型と明確に違うのは、施設内や家庭内といったインドア支援ではなく、外出時における「地域社会場面」で展開されるアウトドア支援であるところです。ヘルパーの立ち居振舞や声がけ、誘導・介助の仕方を「地域社会の誰かが見ている」ことを前提とし、それを強く意識することが求められます。

例えば、突発的な走り出しがある方の支援で、予防的対応としてヘルパーが利用者の脇を掴み、ブロックしながらショッピングセンターで買い物をしていたら「この人は、ヘルパーらしき人に脇をブロックされないといけなほど危険な人なんじゃないか」という印象を与えかねません。また、明らかに年上の利用者に対して、年下のヘルパーが赤ちゃん言葉を使ったり、ぞんざいで乱暴な声がけをしていたら「障害者にはこういう言葉を使っているんだ」と社会は判断します。パニックになった利用者を、無理やり押さえつけるような対応をしたら「こんな人は地域にいてもらっては困る」と感じさせてしまうことでしょう。

私が演習指導の中で伝えていたのは、「ヘルパーの対応次第で、ご本人の社会的評価を下げてしまうことがある」ということでした。施設の中にいるのは、理解のある支援者だけの集団です。しかし、外出時の地域社会場面はそうはいきません。ヘルパーの支援が人々の目に映り、行動障害の状態にある方への社会からの眼差しそのものとして評価を受けるといっても過言ではありません。行動援護ヘルパーは行動障害のある方の暮らしを支えるという目的があることはもちろん、社会を変え、障害者に対する差別や偏見を解消するとても大事な人的資源であるという自覚を持ってほしいと思います。当時の行動援護研修はそうした願いが強く込められていました。それは、現在の強度行動障害支援者養成研修にも受け継がれています。

*

平成18年当時のピカ夫君は8歳で身長125cm、体重25kgの少年でした。令和8年の現在では、28歳の大人の男性に成長しています。今もピカチュウを愛してやまな

いのでしょうか。研修を受講し、高い専門性と志、そして深い倫理観を獲得した、ユーモアあふれるヘルパーの行動援護を受けながら、地域社会の中で元気に穏やかに暮らしていることを願ってしまいます。

行動援護のサービス内容

行動援護が中心であるサービスは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、外出時および外出の前後に、次のようなサービスを行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある

①予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等を行うことなど

②制動的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまったといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること

ウ 本人の意志や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの(例えば自動車、看板、異性等)に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

③身体介護的対応

ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

行動援護検討事例

「ある日の(ピカ夫くんと)の出来事」

A) ある日のこと、ピカ夫くんとショッピングセンターへ色鉛筆を買いに行くことになりました。ショッピングセンターの文房具コーナーはおもちゃコーナーの先です。しかし、おもちゃコーナーを通り過ぎようとした時、

B) ピカチュウの人形を見つけ「欲しいよー」と言いました。「今日は色鉛筆を買いに来ただけだからおもちゃはかわないよ」と言うと、

C) 「違う」「ピカチュウ買います」とピカチュウの人形を抱えてレジへ走り込もうとします。なおも止めようとする、「たすけてー」と叫びながらひっくり返って激しく暴れてしまいました。(パニック)まわりの人は、あなたとピカ夫くんのことを不審そうにじろじろと見えています。

D) そのうち、店員や警備員の人も「どうかしましたか?」と集まってきました。

「こども性暴力防止法」の施行について

こども家庭庁支援局参事官(こども性暴力防止担当)付参事官補佐 田中 健登

教育・保育等の現場におけるこどもに対する性暴力を防止することを目的として、令和6(2024)年に「こども性暴力防止法」*1(以下「法」といいます)が成立し、今年の12月25日に施行されます。

これまで、こども家庭庁から様々な情報発信を行ってきたところ、施行に向けて必要な準備を進めていただけるよう、あらためて本制度についてご紹介します。

制度の概要①: 対象事業者

対象となるのは、次の2つの事業者です(右ページ図)。

- ① 学校設置者等：法においてこどもへの性暴力を防止するための各種措置を義務づけられている、学校や児童福祉施設等の施設・事業を運営する事業者
- ② 民間教育保育等事業者：こども家庭庁の認定を受けて本制度の対象となることのできる事業者

①は、例えば、指定障害児入所施設等や指定障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)などを行う事業者が該当します。また、②は、指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業や指定障害福祉サービス事業(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援)などを行う事業者が該当します。

制度の概要②: 性暴力を防止するための措置

学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者(以下「対象事業者」といいます)は、法に基づいて、次の2つの取組みを行うことが必要です。

1つ目は「犯罪事実確認」です。事業者は、こどもと接する業務の従事者について、こども家庭庁から交付される「犯罪事実確認書」により性犯罪前科の有無を確認することが義務付けられます。これは性犯罪前科がある者の再犯リスクへの対策であり、イギリスが先進的に取り組んできたDBS制度*2になぞらえて、報道等では「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

2つ目は、初犯対策を含む、日頃からの性暴力を防ぐための取組みと性暴力事案発生時の適切な対応です。具体的には、次ページの図の「安全確保措置」の①及び②に掲げられているとおり、事業者内の服務規律等のルールづくり、性暴力のおそれを早期把握するための面談等、相談体制の整備や従事者の研修受講、事案発生時の関係機関と連携した調査、こどもの保護や支援等です。

性犯罪前科がある場合や、調査等の結果、性暴力が行われたと合理的に判断される場合等、性暴力のおそれがあると認められるときは、防止措置としてその従事者をこどもと接する業務に従事させることはできません。

対象事業者において必要な対応

対象事業者においては、法の施行前から必要な準備を進めることが重要です。

まず、法に基づく各種手続は専用の「こまもろうシステム」を通じて行います。学校設置者等については、本システムのアカウント登録を一括で行うこととしており(まとめ登録)、事業者情報を所轄庁(都道府県等)に登録することが必要であるため、必ず期限内の対応をお願いします(例えば、都道府県がとりまとめ担当である障害児関係施設は、とりまとめ担当からこども家庭庁への提出期限を7月31日としています)。

また、本制度では、性暴力には該当しないが業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、その行為が継続・発展することにより性暴力につながり得る行為を「不適切な行為」と定め、性暴力に至る前段階で必要

こまもろうマーク

左の青色のマークは認定等を受けた事業者のみが、右のピンク色のマークは義務対象事業者(学校設置者等)のみが広告等に使うことができるマークです。このマークが掲げられていることで、こどもや保護者は、その事業者が性暴力防止に取り組んでいることを一目でわかるようになります。

こどもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳を持つフクロウをモチーフとし、こどもを守るために張り巡らせた“アンテナ”を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。



こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - 施行から3年以内(第4条第3項等)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - 認定等から1年以内(第26条第3項等)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

② 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ**、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。
※特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

な対応を行うことを求めています。この「不適切な行為」は、事業内容やこどもの発達段階、特性、現場の状況等によってその範囲が異なり得るものであることから、各事業者において、従事者とコミュニケーションを図って過度に委縮することがないように留意しつつ、事業の実態に即して決めることが必要です。

図内の「情報管理措置」については、上述の犯罪事実確認についての説明でも触れたとおり、事業者は法に基づいて従事者の性犯罪前科という機微な情報を取り扱うこととなるため、適切な情報管理に必要な措置が盛り込まれた情報管理規程を策定することが必要です。こども家庭庁において情報管理規程のひな型を作成・公表していますので、ご活用ください。

この他の必要な対応(労働法制等に沿って防止措置を講じるための採用募集要項等の見直し、事案発生時の事業者内の報告・対応ルール策定、こどもや保護者への周知啓発等)は、こども家庭庁作成の「事業者向けチェックリスト」にまとめているのでご参照ください。

おわりに

こどもへの性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に許してはなりません。

こどもへの性暴力を防止するためには、保護者やこどもに接する現場で働く方一人ひとりがこどもの安全に関心を持ち、協力することが不可欠であり、この法の施行はそのような社会の実現に向けた大きな契機です。

また、性暴力防止の取組みを進めることは、従事者がどのようにこどもと関わるべきかを明確化し、安心して、誇りをもって働ける環境づくりにもつながります。

「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、社会全体で、こどもを性暴力から守るための取組みを進めていきたいと考えています。

- * 1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)
- * 2 Disclosure and Barring Service

本稿の内容も含め、制度理解や施行に向けた準備に活用いただけるよう、こども家庭庁のWebサイト(以下リンク)に、法に関するガイドラインやQ&A、研修資料、各種ひな型等の関連資料を掲載しています(今後、事業者向け・従事者向けの事務手続マニュアルも作成・公表予定です)。また、法に関するお問合せフォームも設置していますので併せてご活用ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

「医療的ケア」が必要な方の生活を支える

国立のぞみの園事業調整課 保科 華

重度知的障害者のある人の中には、喀痰吸引や経管栄養、血糖値の測定など常時の医療的ケアを必要とする人がいます。一方で、医療的ケアに対応できる障害者支援施設は少なく、治療を終えて退院が可能であっても受入れ先が見つからず、長期間病院で生活せざる得ない場合があります。本来は地域の中での生活が望ましく、本人がそれを希望していても、日々の医療的ケアに対応できる事業所や人材の不足などにより、地域生活への移行が難しくなっている現状があります。

こうした状況に対して国立のぞみの園では、有期限入所事業として、著しい行動障害の方や矯正施設を退所された行動障害の方など、支援の困難性が高い人の支援に取り組んできました。その中で医療的ケアに関する相談も多く寄せられています。このため国立のぞみの園では、令和5年度から医療的ケア事業も新規展開し、重度の障害があっても地域で安心して生活するための支援を目指すこととしました。

問合せの内容と受入れの流れ

▽利用対象者

問合せでは、利用者の居住場所として自宅が最も多く、次いで医療機関、障害者支援施設、グループホームとなっています。在宅で生活しながら医療的ケアを必要とする人が多いことが特徴です。

▽ケアの内容

血糖測定やインシュリン注射が多く、その後に胃ろう管理、中心静脈栄養(CV)、尿カテーテル管理、CPAP(シーパップ)などが続いています。継続的かつ専門的な対応が求められるこれらのケアに障害福祉サービスのみで対応するには限界があり、医療との連携体制が欠かせません。

▽受入れの流れ

有期限入所の受入れは、まず関係書類の提出を受け、利

用者の状態や必要な医療的ケアの内容について詳細に精査することから始まります。その後、法人内で情報共有を行い、支援の可否や必要な体制について検討します。

次に本人や家族への訪問面接と生活環境の確認を実施し、実際の生活状況や支援ニーズを把握します。あわせて、医療的ケアの具体的内容や日常的な支援方法について整理し、関係職員間で会議を行って情報共有を進めます。これらを踏まえ、受入れの可否や体制整備について判断を行う流れとなっています。

支援の取組み

実際にどのようなかたちで支援を行っているのか、事例に基づいて紹介します(プライバシー保護の観点から一部を改変しています)。

【概況】

Aさん(50代男性)

障害支援区分：5

療育手帳：A

医療的ケア：血糖管理

血糖管理を必要とするAさんは、のぞみの園の有期限入所前に他県の障害者支援施設に入所しており、日常生活動作は自立していました。身体機能の低下にともなって車いすを使っていましたが、40代ごろまでは施設内で自分で移動していました。両下肢装具を着用し、介助は必要なものの立位保持も可能でした。

令和5年に下肢蜂窩織炎を患って近隣の病院に入院。その間に廃用症候群が進行し、立位保持困難となり全介助となりました。令和6年に新型コロナウイルスを罹患し、肺炎を併発。その後は、短期間で入退院を繰り返すようになります。意識混濁や酸素飽和度低下により救急搬送され、原因不明の発熱、急激な血糖やナトリウム値の低下、けいれん等の症状が見られるようになって生活に支障が出るようになりました。

【支援の取組み】

- ▽ 血糖管理(測定、経過記録)
- ▽ 健康管理(健康維持・増進し、QOLの向上へつなげる)
- ▽ 生活支援(生活を整え安定化を図る)

【支援の経過】

令和6年1月から当法人を利用開始。入所前、他県の医療機関入院中に行っていた1日4回の血糖測定とブドウ糖等の提供を継続して実施し、血糖値や生活状況について重点的に経過観察を行っていくことになりました。

利用開始当初、血糖数値が低いにも関わらず低血糖症状が見受けられない様子があり、その原因がわからないままでした。担当医師から“むくみ等による抹消循環不全の疑い”と指摘があり、指先から耳たぶでの測定に変更。その後は低血糖数値を示すことなく、正常範囲内で推移するようになりました。入所から1カ月後の内科診察時にブドウ糖を中止しています。

生活面においては、利用開始直後、「自宅へ帰りたい」「外出したい」「〇〇を食べたい」等の要望が聞かれるようになりました。しかし、血糖管理の観点からもすぐに対応することは難しく、「医師の許可が出てから」と伝えても納得されませんでした。精神的に不安定な状態も見受けられたため、スケジュールや献立の提示等の視覚化を図り、生活の「楽しみ」に視点を移すことで情緒面の安定化を図りました。また、徐々に車いす上で過ごす時間を増やすことで、身体状態の向上を図ることとしました。

車いすはティルト式を使用していましたが、移乗・移動は全介助でした。体力面の向上も視野に理学療法士と検討し、入所4カ月めからティルト自走式車いすに変更。これにより寮内を自分の意思で移動できるようになり、体力の向上、情緒面の安定へとつながりました。入所から7カ月後、下肢を中心とした機能維持訓練を週3回実施し、機能維持に努めています。

血糖管理面においても毎食前の血糖検査で異常値はなく、低血糖症状等も見られませんでした。このため、1日4回摂取していた経腸栄養剤を1日2回に減らし、さらに2カ月後に中止しました。毎日朝に実施していた血糖測定も週2回に減らし、その1カ月後に終了しました。

状態が改善したことで、食事についても摂食嚥下外来でのVF検査実施し、全粥・軟菜食から軟飯・普通食へ変更しました。食形態の向上により、Aさんが希望していた

外食を伴う外出も計画・実施することが可能となり、外出機会を設けながら生活の質の向上や情緒面の安定を図ることができるようになりました。

今後に向けて

令和8年3月現在、Aさんは低血糖や類する症状等もなく安定して過ごしています。入所1年が経過し、身体状況や生活状況も安定しているため、今後の新しい生活の場について検討していくことになっています。医療機関を定期的に受診して経過観察を行うのと並行し、本人を含めた関係者と情報共有を行いながら、調整していく見込みです。

国立のぞみの園は、支援の構築した後に次の生活の場へ移る「期限付き入所」の場です。本人の意思確認を行った上で、可能な限り住み慣れた地元や家族等が近い地域に移行することを目指し、安心して暮らせる環境を整えるように努めています。一方で、のぞみの園のような手厚い医療体制が備わった事業所は少なく、受入れ先が見つかりにくいという深刻な課題があります。また、地域事情に精通した行政や相談支援員による強力なマネジメントがあっても、本人の希望に合致する移行先を確保できるかは不透明です。

今後、医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるためには、医療的ケアに対応できる障害福祉事業所の拡充、看護師配置に対する制度的な支援、さらには支援員等への医療研修の充実が必要不可欠だと考えます。医療と福祉が連携し、切れ目のない支援体制を構築することで、誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現につながるのではないのでしょうか。



スーパーで買い物をするAさん

身体拘束を廃止していくために 取組に向けた手引きと動画教材の作成

国立のぞみの園研究課 佐々木 茜

障害者虐待防止と身体拘束の状況

障害者虐待防止法が施行されて13年余りが経ちました。障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の市区町村等への相談・通報件数や虐待判断件数は、現在も増加傾向にあります。

身体拘束は、本人の体を押さえつけることや、自分の意思で出られない部屋に隔離することなど、本人の行動の自由を制限する行為です。正当な理由なく障害者の身体を拘束することは、障害者虐待防止法において身体的虐待に該当します。また、障害福祉サービス事業所では、本人や他者の生命・身体を守るために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は禁止されています。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合にも、本人にとって最小の負担となる方法で、最短時間・最短期間で実施し、記録を残すなど、厳格な手続きが求められます。さらに、身体拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施などが運営基準上明確に位置付けられ、身体拘束の廃止に向けた検討が求められています。

こうした体制整備や厳格な手続きが求められるのは、身体拘束が本人の尊厳を侵害する行為であり、障害福祉サービス事業所には本人の尊厳を守る支援が求められるからです。一方で、特に小規模な事業所等において、取組を進めるうえでの負担や課題も指摘されています。そのため、支援の難しさや本人の特性に応じた検討を踏まえつつ、障害福祉サービス事業所が身体拘束廃止・防止に取り組むための、具体的な資料が求められていました。

身体拘束廃止・防止のための手引きと動画教材の作成

こうした現状を受けて国立のぞみの園では、令和6～7年度に厚生労働省の委託研究「障害福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進のための調査」を行いました。本研究の目的は、全国の障害福祉サービス事業所

が身体拘束廃止・防止に取り組む際の参考となる手引きと動画教材を作成することです。このたび、「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の手引き」と動画教材「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組の紹介」が完成しました。手引きには、身体拘束廃止・防止に取り組んだ事業所の好事例も掲載しています。

本研究の成果物は、新たな規制や一律の正解を示すことを目的とするものではありません。すでにある知見や、現場で積み重ねられてきた工夫、実践の経験を整理し、関係団体や関係者の皆様から意見をいただきながら、現場で活用できる内容となるよう検討を重ねてきました。

そのうえで手引きでは、身体拘束廃止・防止のために重要な組織の取組として、次の3点を示しています。

① 非代替性を検討し続ける仕組みをつくる

身体拘束廃止・防止を進めている事業所に共通していたことの一つは、「非代替性を検討し続ける仕組み」があることです。身体拘束をするかしないかを一度判断して終わりにするのではなく、「なぜ身体拘束を必要とする状態が生じているのか」を個別にアセスメントし、「身体拘



国立のぞみの園
「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の手引き」

束以外の支援方法はないか」「もっと本人の負担が少ない方法に変えられないか」を、身体拘束適正化委員会、日々の申し送り、ケース会議等を通して繰り返し考える仕組みがつけられていました。身体拘束廃止・防止は、単に身体拘束をやめることではなく、身体拘束以外の方法を考え続けるプロセスであるといえます。

② 風通しのよい職場と管理職・法人トップの役割

二つ目に見えてきたのは、支援者が意見を言いやすい風通しのよさと、支援現場を支える管理職・法人トップの意識と決断の重要性です。身体拘束の問題は、支援者個人の努力だけで解決できるものではありません。本人の安全確保、支援者の不安、人員確保や配置など、組織管理上の課題を含めた様々な要素が関わるためです。支援現場で迷いや違和感を持ったときに、経験年数や職階にかかわらず言葉にできる雰囲気があること、さらに管理職や法人トップが身体拘束を必要としない支援の方向性を明確に示し、現場の取組を支えることが、継続的な取組の土台になっていました。

③ 段階的に取り組み、成功体験を積み重ねる

三つ目に見えてきたのは、段階的に廃止・防止に組み、成功体験を積み重ねていくことの重要性です。本人の尊厳を守る観点から身体拘束は早急に廃止すべきですが、身体拘束廃止・防止を「急に身体拘束をすべて取りやめると受け止められると、「安全が担保されないのではないか」といった支援者や本人、家族の不安、抵抗感につながる場合があります。一方で身体拘束廃止・防止の取組を継続的に進めている事業所では、短時間だけ身体拘束を解除して様子を観察する、一部の場面で対応を変えてみる、うまくいった工夫をチームで共有する、といった小さな積み重ねを大切にしていました。こうした取組は、「身体拘束をしなくても安全に支援できる」という実感につながり、次の改善への意欲を生みます。

手引きと教材動画の活用

本研究で作成した手引きは、既存の虐待防止に関するマニュアル等を踏まえながら、身体拘束廃止・防止の意義や取組のポイントを整理し、実際に身体拘束廃止・防止に取り組んだ事業所の好事例を掲載しています。好事例では、強度行動障害の状態にある人や幼児を対象とした事例、身体拘束廃止・防止の取組を効果的に進めるため

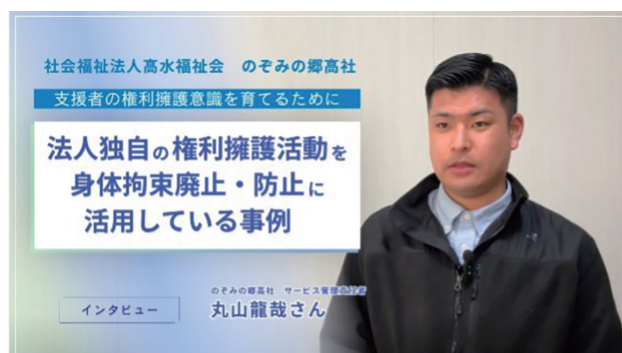
表 手引きに掲載している好事例集概要

事例1	強度行動障害の状態にある方の向精神薬使用と居室施設の慢性化を見直した事例
事例2	療養介護事業所において高柵ベッドの段階的廃止を施設全体で進めた事例
事例3	放課後等デイサービス事業所における飛び出し行動の対応を見直し、玄関施設をせずに安全確保を行った事例
事例4	児童発達支援センターにおいて身体拘束を行わない支援を組織的に定着させた事例
事例5	権利擁護の視点を基盤に、組織全体で身体拘束の廃止・防止に取り組んでいる事例

の組織づくりの工夫などを紹介しています(表)。

動画教材では、好事例として紹介した事業所の支援者へのインタビューを通して、取組の経過、課題への対応、継続の工夫などを学べます。若手職員から管理者まで様々な立場の支援者が登場するため、複数の視点から身体拘束廃止・防止の取組を考えることができます。

手引きと動画は、国立のぞみの園ホームページにて無料で公開されます(動画教材のみ視聴申し込みが必要。下のQRコードを読み込んでください)。身体拘束適正化委員会での検討、研修、新任職員への学習、事例検討、日々の申し送り等に活用していただくことで、各事業所での身体拘束廃止・防止の取組を具体化する材料として役立てていただけますと幸いです。



動画教材「障害者福祉施設等における 身体拘束廃止・防止の取組の紹介」より



動画教材の視聴は、QRコードをスマホ等で読み込み、フォームにご入力のお申し込みください

第5回

PECS®と9つの重要なコミュニケーション・スキル(その2)

ペンショナー児童精神科医 門 眞一郎

理解スキル

前回は、「表出スキル」について取り上げました。今回は、「理解スキル」の説明です。

①「待つ」の理解と「ない」の理解

▽「待つ」(強化子の遅延)の理解

待つことの理解を教えるには、その意味と見通しを視覚的に理解しやすくする工夫が必要です。その手がかりとして、「まって」カードを使います(写真1)。

強化子を要求してきたら、「待ってね」と言い、「まって」カードを渡します。しかし、最初は1秒で回収し、「よく待たね」と言って、すぐに強化子を渡します。これを様々な状況で1日に何度も教えますが、一度に1、2秒ずつ、30秒くらいまで待ち時間を延ばしていきます。もし待つ間に問題提起行動が出たら、「まって」カードを回収して、いったん違う課題に注意を切り替えて、その後、待ち時間を少し短くして指導を再開します。

もっと長い時間待つことも、当然教えます。どれくらい待つのか(見通し)の視覚的手がかりは必要で、時間が長くなれば、待つ間の暇つぶし用のモノを選んでもらう必要もあります。タイマーを併用するやり方もあります(写真2)。

さらに長い時間待つ必要がある場合は、視覚的なスケジュールを使い、いつなら要求が出せるのかを理解できるようにします。

▽「ない」(強化子の消失)の理解

強化子がなくなってしまうたり、あるいは今はその強化子を要求できる時ではなかったりする場合、そのこと



写真1



写真2

を理解してもらわねばなりません。ないモノは見えませんが、「ない」という状態を、視覚的に理解してもらうことはできます。例えば、空の容器や皿や袋を見せることはできます。あるいは両手を開



図1

いて見せることはできます。そうするとともに、ユニバーサル“No”シンボルを絵カードに貼り付けるか(図1)、赤色のマーカーで絵カードに書き込みます(ラミネートしておけば消しゴム等で消せます)*。

② 指示の理解

視覚的な指示、すなわち絵カードやシンボルによる指示の理解です。本人がよく知っており、楽しめるモノや場所に関する指示を選びます。本人が理解できるシンボルなら、写真・ロゴマーク・ミニチュア・実物でも構いません。指示に絵カードを使う場合、特にPECS®を使っている場合は、指示に使う絵カードの図柄は「表出」のものと同じにしますが、絵カード自体は大きめにします。「表出」よりも「理解」に使う絵カードのサイズを大きくし、混乱しないようにするわけです。

絵カードによる指示の理解を教えるには、その指示が本人にとって機能的、すなわち意味があるものでなければなりません。指示を理解して行動したら、本人にとってよい結果が生じる。つまり、指示を理解した結果、強化子が手に入るということではなければなりません。

絵カードを子どもに見せ、その場所やモノまで身体的プロンプトを使って誘導します。それをするたびに、身体的プロンプトを最後から(逆行連鎖で)徐々にやめていき、最終的には絵カードを見せるだけで行動できるようになります。この場合、絵カードの名称は言いません。黙って見せるか、「ここに行こうね」という言い方にします。プロンプトは言語プロンプトではなく身体的プロンプトだけを用いるのです。

視覚的指示ではなく言語的指示の理解を教える場合も、同様の手続きで教えていきます。

③ 活動間の移行の理解

活動の切り替えが難しいという話を聞くことがあります。今している活動がやめられないのは、その活動から強化子を得ているからでしょう。それを取り上げられれば、心穏やかではいられなくなります。その活動をやめても次の活動で別の強化子が得られるという見通しが立てば、活動を切り替えやすくなります。そのためには、次の活動で得られる強化子を提示する必要があります。PECS®は、「強化子ファースト!」なのです。

活動の切り替えの指示を出すときに、次の活動で手に入る強化子の絵カード、あるいは実物を見せます。ただし、その時点では強化子を渡さず、次の活動に誘導し、うまく移行したら強化子を渡します。活動の切り替えの指示を、次の活動の絵カードと強化子の絵カードとを合わせて提示してもよいでしょう。そのような合図の組み合わせは、スケジュールの中に組み込むことへと発展させることができます。

④ スケジュールの理解

6～8つの視覚的指示を一つずつなら理解して行動できるようになったら、これらの絵カードを組み合わせるスケジュールを作ります(図2)。

スケジュールの理解を教える目的は、1日の中で何度もある活動間移行を、自力で行えるようにすることです。本人は学校(あるいは家、事業所など)に到着すると、最初

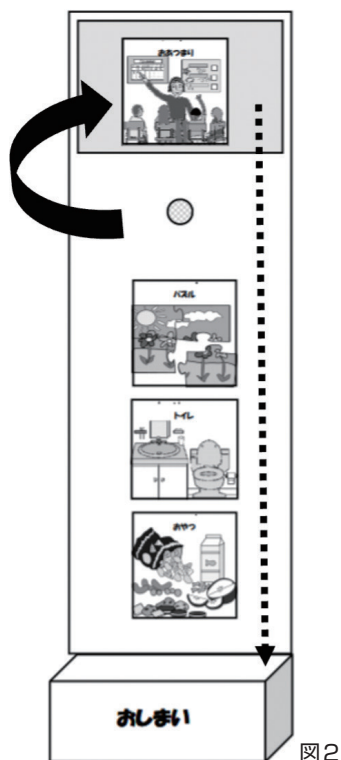


図2

の活動を知るためにまずスケジュールを見に行くことを習得しなければなりません。そして、最初の活動が終わったら自分でスケジュールを見に戻り、次に何があるのかを確認することを習得しなければならないのです。本人は、この1日全体の流れを自分でたどることを習得します。

この場合も、言葉によるプロンプトではなく身体的プロンプトを使い、プロンプトを最後のステップから徐々に取り除いていきます。たとえば、学校・事業所・家などに子どもが到着したら、入り口で出迎え、すぐに身体的プロンプトをして自分のスケジュールまで誘導し、最初の絵カードを取らせ、「これからする活動」を示す位置(スケジュールの一番上の欄)に絵カードを移させます。子どもはこの絵カード(言葉の指示ではない!)に応じて指定された場所に行き、活動を始めます。最初の活動が終わったら、身体的プロンプトでスケジュールまで戻らせ、済んだ活動の絵カードを取り外して(おしまい)箱に入れさせ、次の絵カードを取って最上段の(これからする活動)の位置に移させ、その絵カードが指示している行動をとらせます。この行動の連鎖のどの箇所でも、言葉でプロンプトを加えてはなりません。プロンプトは増やすのではなく、あくまでもやめていくものです。

おわりに

4回にわたって、PECS® および PECS® と連動させて教える9つの重要なコミュニケーション・スキルについて説明しました。「PECS®は絵カードでほしいものを要求するだけ」「要求ばかりさせてわがままにするだけ」など、誤解や批判を耳にすることがありますが、そうではありません。決してわがままな要求を教えるのではなく、「要求はいつできるのか」「要求しても待たなければならない」「要求したけど手に入らないこともある」ということの理解もしっかり教えるものなのです。

* 何度でも使えるシールは、ピラミッド教育コンサルタントオブジャパンのウェブサイトから購入可能。

〈参考資料〉

ボンディ、A. (門 監訳) 教育へのピラミッド・アプローチ改訂版、ピラミッド教育コンサルタントオブジャパン社。
フロスト、L. & ボンディ、A. (門 監訳) 絵カード交換式コミュニケーション・システム・トレーニング・マニュアル第2版、ピラミッド教育コンサルタントオブジャパン社。

秩父学園における研修報告

国立のぞみの園特別支援課かわせみ寮第1 金崎 満久

令和6年4月より、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園(以下、秩父学園)において、1年間の交換研修に従事させていただきました。秩父学園における強度行動障害の状態にある利用者への実践を学び、知見を深め、支援の質の向上を図ることが研修の目的です。

秩父学園の入園対象者は、原則として6歳から18歳未満の知的障害のある児童が対象となっています。入所する児童は年齢、性別、障害特性によって生活寮が用意されていますが、私は「どんぐり寮」で研修させていただきました。

「どんぐり寮」は男子児童を対象とした寮であり、中学生から高校生にあたる年齢層の児童9人が生活しており、強度行動障害の状態にある児童を支援していました。

移行を見据えた支援

毎日の研修を通して印象に残ったことは、児童一人ひとりの障害特性に応じた支援が丁寧に行われていたことです。例えばある児童は、「見通しを立てることが難しい」という特性がありましたが、一方で「視覚的な情報であれば理解することができる」という強みがありました。そのため、この児童の居室には起床から就床までの活動を示した1日のスケジュール表が簡潔に提示され、視覚的に理解できるように工夫されていました。スケジュールに着目して生活している様子を見て、支援が機能していることを実感しました。

また、グループホームへの移行を見据えた支援も印象的でした。この児童は高校卒業を控えて体験入所を予定していましたが、外に通じる扉を見ると突発的に飛び出してしまうという行動が見られました。そこで、一人で玄

関から出てはいけないことを写真や文字を用いて視覚的に提示しました。児童はそのお知らせを指さしながら確認し、「お外に出ません」と内容を繰り返し復唱していました。

グループホームが何階建てで、エレベーターでどの階に行くのかなども写真や文字を用いて視覚的に提示し、説明しました。その後、「エレベーターに乗ります」と発言し、納得している様子でした。

多職種による連携

秩父学園においては、他職種による連携も重要視されています。課題となる行動が多く、寮の支援員だけでは支援が困難である児童に対して、定期的に他職種の職員が集まり、支援内容や進捗状況を確認する会議が設けられています。

加えて、困難事例に対しては秩父学園全体でオンラインでの事例検討会議を開催するなど、支援内容について寮だけに留まらず秩父学園全体で検討する体制が整っていました。私も会議に参加させていただき、様々な職種の視点から貴重な助言をいただくことができました。

*


交換研修終了後、のぞみの園で利用者支援を行う際は、今回学んだことを活かし、利用者一人ひとりの障害特性を十分に把握した上で、個別支援を実施したいと強く思いました。支援に行き詰っても一人で抱え込まずに他職員の意見をもらい、連携した支援ができるよう心がけていきます。

秩父学園での1年間は、私にとって大変貴重な経験となりました。親切かつ丁寧にご指導くださった秩父学園職員の皆様に感謝を申し上げます。

国立のぞみの園支援者養成現任研修のご案内

国立のぞみの園では、知的障害関係施設の職員等に対して、国立のぞみの園のフィールドを活用し、必要な知識や技術、関係機関との連携のあり方などについて、実践を通して学んでいただくことを目的とした実務研修として、支援者養成現任研修を実施しています。

この支援者養成現任研修は、以下の通り「高齢知的障害者支援コース」「行動障害者支援コース」「発達障害児支援コース」の3つのコースを用意しています。のぞみの園の調査・研究の成果を実践した支援を、皆さまの施設で参考としていただけますよう、ご案内申し上げます。

コース名	高齢知的障害者支援コース	行動障害者支援コース	発達障害児支援コース
場 所	高齢者支援グループ (65歳以上の高齢の知的障害者を支援しているグループ)	特別支援グループ (自閉症等の行動障害のある知的障害者を支援しているグループ)	障害児通所支援センター (児童発達支援を行っています)
プログラム	支援姿勢、コミュニケーション、介護技術、医療との連携、環境調整、認知症ケア、家族関係の維持等	アセスメント、構造化、スケジュール、自立課題、医療との連携等	児童発達支援等の実際、課題制作、関係機関との連携、家族との関係、臨床心理士等の役割等
期 間	1回の研修は原則、連続した3日～5日間 ※期間につきましては要相談		
定 員	高齢・発達：5人程度／1年 行動障害：15人程度／1年		
対 象	知的障害者支援施設等の若手職員等で、施設長からの推薦を受けた者		
費 用	無料 ※食費等は自己負担となります。宿泊につきましても、各自でご準備ください。		
申込み方法	1. 当法人ウェブサイトにある申込書(右QRコード)に必要な事項をご記入の上、人材養成課にFAX(027-320-1620)またはメール(nozomi-yousei-01@nozomi.go.jp)にてお送りください。なお、右QRコードを読み込んでスマホ等から直接の申込みはできませんので、ご注意ください。 2. FAX送信の場合は、送信後、人材養成課(027-320-1322)に電話をしてください。 3. 人材養成課でコース内容を調整し、後日、ご提案内容をご連絡いたします。 4. コース内容確定後、申込書に押印の上、下記住所までご郵送ください。		 https://www.nozomi.go.jp/training/seminar.html
問い合わせ先	〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究・人材養成部人材養成課 担当： ^{つぎおか} 機関 TEL：027-320-1322 FAX：027-320-1620 E-mail：nozomi-yousei-01@nozomi.go.jp		

行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク スタ・サポネット 入会のご案内

行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク(スタ・サポネット)は、行動障害の状態にある人の支援について考える会で、当法人で事務局を運営しています。行動障害支援に関心のある方であれば、どなたでも入会いただけます(入会金・会費無料)。会員のみなさまには、月1回、会報誌「Standard Support」を配信します。ぜひ、ご入会ください。

《お問い合わせ先》

国立のぞみの園研究・人材養成部 研究課コンサルテーション係(担当：中澤、大内)

電話：027-320-1366(直通、平日9～17時)

メール：sta-sup@nozomi.go.jp

〈入会申込ページ〉



<https://www.nozomi.go.jp/investigation/sta-sup.html>

お問い合わせ先のご案内

○ 障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416【事業調整部地域移行・支援調整係】

○ 障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供しています。

TEL.027-320-1005【地域支援部地域活動支援課】

○ 障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応します。

TEL.027-327-3520【事業調整部相談係】

○ 講師の派遣、知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

研修会などの講師として職員の派遣を行っています。障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応します。

TEL.027-320-1366【研究・人材養成部コンサルテーション係】

○ 研修会等の開催について

研修会やセミナーの開催のお問い合わせに対応します。

TEL.027-320-1357【研究・人材養成部研修係】

○ 実習生等の受入れ、施設見学について

大学・専門学校などからの学生等の受入れ、施設見学等のお問い合わせに対応します。

TEL.027-320-1322【研究・人材養成部養成係】

○ 刊行物のご案内

ホームページ <https://www.nozomi.go.jp/> 調査・研究 → 調査研究報告・テキスト をご覧ください。



国立のぞみの園へのアクセス

ニュースレター

令和8年7月1日発行 第89号（年間4回発行）

発行人 田中正博

発行所 独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501(代表)

FAX.027-327-7628(代表)

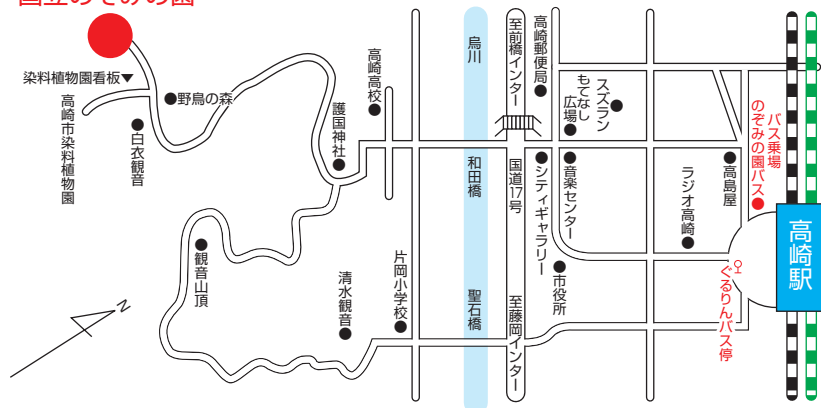
ホームページ <https://www.nozomi.go.jp/>

メール kouhou@nozomi.go.jp



印刷製本 上信電鉄株式会社

国立のぞみの園



1 タクシー利用

JR高崎駅西口より所要約15分

2 バスの利用

市内循環バス「ぐるりん」13・14系統

高崎駅西口・8番のりばより乗車、

「国立のぞみの園」下車、所要約30分

おねがい

ご住所・部署・氏名など送付先が変更となった場合は、お手数ですが右記までご連絡ください。

国立のぞみの園・ニュースレター担当(研究・人材養成部)
TEL.027-325-1501(代) FAX.027-327-7628(代)
メール kouhou@nozomi.go.jp



本紙は、「FSC認証紙」「植物油インキ」「水なし印刷」を使用しています。